

戸籍・住民票等郵送申請書

中島村長

年 月 日

請求者	住所			
	氏名	印	生年 月 日	明治・大正 昭和・平成・令和
	電話番号（日中連絡がとれる番号）		TEL	()

必要な証明書	本籍	福島県西白河郡中島村大字		
	筆頭者	抄本（一人だけ）の場合その人の氏名		
		謄本（全部）	抄本（個人）	手数料
	戸籍	通	通	1通 450円
	除籍	通	通	1通 750円
	改正原戸籍	通	通	1通 750円
	戸籍の附票	通	通	1通 200円
	住民票 <small>※住民票が必要な方は本籍欄に「住所」、筆頭者欄に「世帯主」を記載してください。</small>	通	通	1通 200円
	身分証明書		通	1通 200円
	その他（ ）	通		
必要な戸籍・住民票からみた請求者の関係	該当を○で囲んでください 本人、夫・妻（配偶者）、父母・祖父母（直系尊属）、子・孫（直系卑属）、代理人 その他（具体的にその関係を記載： ） （委任状必要）			
	↓ 〔関係がその他の場合その目的を記載する。〕 ※ 「正当な使用目的」でないと交付されないことがあります。			
交付手数料（定額小為替）		円同封	返信用切手	
			円同封	

- ★注意★
- ① 交付手数料は、郵便局で『郵便小為替』を必要分購入し、外から見えないように同封して下さい。切手では受付できません。
 - ② 返信用の封筒にあなたの住所・氏名をはっきりと記入し、切手を貼って同封して下さい。但し、一度に何通も請求されるときは、郵便料金を確認の上同封して下さい。
 - ③ 押印・電話番号を忘れずにお問い合わせ致します。無い場合は、発行出来ない又は返送させていただく場合があります。
 - ④ 請求者（代理人）の氏名・住所を確認できるもの（マイナンバーカード、免許証等）のコピーを添付してください。
 - ⑤ 必要な戸籍の備考欄には筆頭者氏名等だけでは必要な戸籍が特定できない場合に使用して下さい。（例えば「誰々の出生から除籍までの戸籍」や「誰々が記載されている戸籍全て」等と記載）
 - ⑥ 必要な戸籍に記載されている方と請求者が必要とする戸籍に記載されていない場合は、その関係がわかる戸籍謄本等のコピー等が必要です（中島村役場の戸籍で特定できる場合はいらない）。
- 【お願い】
- ◎ 郵送請求の場合、配達の日数と役場の処理の関係で到着には数日かかります。（申請内容によっては、それ以上の日数がかかる場合もあります。）
 - ◎ ご不明な点がございましたら、中島村役場住民生活課（TEL0248-52-2112）にお問い合わせ下さい。

《偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます（平成20年5月1日より）》